

○矢掛町水道事業給水条例

昭和47年3月27日

条例第14号

改正 昭和49年条例第22号

昭和49年条例第41号

昭和50年条例第30号

昭和51年条例第32号

昭和52年条例第22号

昭和53年条例第24号

昭和54年条例第25号

昭和55年条例第31号

昭和56年条例第22号

昭和58年条例第17号

平成元年条例第12号

平成4年条例第21号

平成9年条例第13号

平成10年条例第14号

平成12年条例第31号

平成15年条例第4号

平成19年条例第7号

平成25年12月19日条例第47号

平成31年3月25日条例第12号

令和元年9月18日条例第34号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、矢掛町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(平10条例14・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
 - (2) 政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
 - (3) 町長 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定による管理者の権限を行う町長をいう。
 - (4) 給水装置 町が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - (5) 給水使用者 給水装置を使用する者（以下「使用者」という。）をいう。
 - (6) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
 - (7) 貯水槽水道 法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。
 - (8) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- （平10条例14・平15条例4・一部改正）

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用栓 1戸又は1箇所専用するもの及び町長の許可を得て2世帯以上で連合使用するもの
 - (2) 共用栓 屋外に設置されたもので1個の給水栓を3世帯以上で共用するもの
 - (3) 消火栓 消防用に使用するもの
- （平10条例14・一部改正）

（給水装置の用途）

第4条 給水装置の用途を次の6種に分ける。

- (1) 家事用 一般の家事に使用するもの
 - (2) 営業用 一般営業、工場、会社等で使用するもの
 - (3) 官公署学校用 官公署学校用として使用するもの
 - (4) 浴場営業用 営業許可を受けた浴場が使用するもの
 - (5) 臨時用 給水装置工事のため短期間臨時に使用するもの
 - (6) 消火用 消火に使用するもの
- （平19条例7・一部改正）

（給水のらん用禁止）

第5条 給水は、前条に規定した用途以外に使用したり、らん用することはできない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(給水装置の所有者)

第6条 土地若しくは建物の所有者でなければ給水装置を所有することは、できない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第7条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)は、その土地又は建物と共に給水装置を他人に使用させることができる。

2 前項の場合は、連署して町長に届出をしなければならない。

(給水装置の使用者)

第8条 家事用給水装置の使用者は、世帯主とする。ただし、町長が特に認めたものは、この限りでない。

(給水装置の所有者の代理人)

第9条 所有者が、町内に居住しないときは、工事費、料金納付等の事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め町長に届け出なければならない。代理人の変更の場合も、同様とする。

(平15条例4・一部改正)

(総代理人の選定)

第10条 共用栓の使用者は、総代理人を定め連署のうえ、町長に届出をしなければならない。総代理人の変更の場合も、同様とする。

2 総代理人は、料金を取りまとめて納付し、その他使用についての事項を処理しなければならない。

3 町長は、管理上必要と認められた場合に限り、総代理人を指名又は改選させることができる。

(平10条例14・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び費用

第11条 削除

(平10条例14)

(給水装置工事の申込み)

第12条 給水装置工事をしようとする者は、修繕工事の場合を除き、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(平10条例14・平15条例4・一部改正)

(第三者の異議についての責任)

第13条 給水装置工事について利害関係人その他の者から異議があるときは、当該工事申込者の責任とする。

(平10条例14・平15条例4・一部改正)

(工事の施行)

第14条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完了後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、町長が別に定める。

(平10条例14・全改)

(給水管及び給水用具の指定)

第14条の2 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(平10条例14・追加)

(加入負担金)

第15条 給水装置の新設申込者は、第12条第1項の規定により町長の承認を受けた場合は、直ちに加入負担金を納付しなければならない。

2 前項の加入負担金の額は、次の表に定めるとおりとする。

パイプ口径	加入負担金
13ミリメートル	88,000円
20ミリメートル	176,000円
25ミリメートル	352,000円
40ミリメートル	704,000円
50ミリメートル	1,320,000円
75ミリメートル	2,640,000円

100ミリメートル

5,280,000円

(平12条例31・平19条例7・平31条例12・一部改正)

(工事費の負担区分)

第16条 給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、当該工事申込者の負担とする。ただし、町長が特に認めたものについては、この限りでない。

(平10条例14・全改)

(工事費の算出方法)

第17条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 路面復旧費
- (5) 間接経費

2 前項に定めるもののほか、特別に費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(平10条例14・全改)

(工事費の前納及び精算)

第18条 工事申込者は、工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、急を要する修繕工事その他で町長がやむを得ないと認めたものは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事施行後精算する。

3 第1項ただし書の規定による工事費は、工事完成と同時に徴収する。

(給水装置の変更)

第19条 配水管の移転その他の理由により、給水装置の変更を必要とするときは、使用者又は所有者の同意がなくても町長が施行することができる。

(新設工事の申込みを断わる場合)

第20条 配水管の布設がない場所及び工事上支障があると認めた場合は、新設工事の申込みを断わることができる。ただし、町長が必要と認めた場合及び申込者が工事費の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第21条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又

はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限、停止、断水又は漏水等のため損害を生ずることがあっても、町はその責を負わない。

(水道メーター器の設置)

第22条 給水量は、町の水道メーター器（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、町が貸与し、給水装置の使用者又は所有者が保管するものとする。
- 3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町が定める。
- 4 メーターの保管者が、その責に帰すべき理由によりメーターを亡失又はき損したときは、町長が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第23条 使用者、所有者又は総代人は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始、廃止又は中止（3月以上1年未満のもの）しようとするとき。
 - (2) 給水装置の種類又は給水の用途を変更しようとするとき。
 - (3) 消火栓を消防演習に使用するとき。
 - (4) 給水使用料金納付者を設定又は変更するとき。
 - (5) 転居し、又は名義人を変更するとき。
- 2 次の各号の一に該当したときは、前項に準じて速やかに届出をしなければならない。
 - (1) 火災のため水道を使用したとき。
 - (2) 給水装置の貸与を取り消したとき。
 - (3) 給水装置の所有権を移転したとき。
 - (4) 連合又は共用使用の給水装置の使用世帯に異動があったとき。

(平10条例14・一部改正)

(他の給水装置からの給水禁止)

第24条 使用者は、その家屋に既設の給水装置があるときは、他の給水装置から給水を受けることはできない。ただし、町長が許可した場合は、この限りでない。

(消火栓の使用)

第25条 消火栓は、火災又は演習のほか使用することができない。ただし、町長の許可を得たときは、この限りでない。

2 町長は、消火栓を演習又は前項の許可を得て使用させる場合、必要と認めたときは町長の指定する職員を立会させることができる。

3 私設消火栓は、町が封かんする。

(平10条例14・平19条例7・一部改正)

(給水管の切断)

第26条 次の各号の一に該当するとき、又は町長が管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。

(1) 給水装置を2カ月以上使用せず、かつ、所有者の所在が不明のとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。

(平10条例14・平12条例31・一部改正)

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置ごとにその使用者から徴収する。

2 給水装置を共用するものは、料金について連帯してその納付義務を負うものとする。

3 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により徴収する。

(平10条例14・平19条例7・一部改正)

(料金)

第28条 料金は、次の区分により算定した基本料金、超過料金及び量水器使用料の合計額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

種別	用途	基本料金(1ヵ月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
専用栓	家事用	8立方メートルまで	1,210円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	170.5円
				30立方メートルを超え100立方メートルまで	181.5円
				100立方メートルを超える分	187円
	営業用	8立方メートルまで	1,210円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	170.5円

				30立方メートルを超え 100立方メートルまで	181.5円
				100立方メートルを超 える分	187円
官公署学 校用	8立方メートルまで	1,210円	8立方メートルを超え3 0立方メートルまで	30立方メートルを超え	170.5円
				100立方メートルまで	181.5円
				100立方メートルを超 える分	187円
浴場営業 用	80立方メートルま で	13,200 円	80立方メートルを超え る分	165円	
臨時用	8立方メートルまで	2,200円	8立方メートルを超える 分	242円	
共用 栓	私設 8立方メートルまで	1,210円	8立方メートルを超え3 0立方メートルまで	30立方メートルを超え	170.5円
				100立方メートルまで	181.5円
				100立方メートルを超 える分	187円

2 消火用水は、無料とする。ただし、私設消火栓の基本料金は、1月330円とし、演習その他臨時に使用した場合は、10分ごとに220円を徴収する。

(平19条例7・全改，平31条例12・一部改正)

(料金の算定方法)

第29条 料金の算定は、次の方法による。

- (1) 料金は、隔月徴収とする。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとす。
- (2) 料金は、メーターの検針によって計算する。
- (3) メーター又は給水装置の破損その他によって使用水量が明確でないときは、町長が確定する。
- (4) 月の途中で使用を開始し、中止若しくは廃止し、又は給水を停止したときの基本

料金は、その月の使用日数が15日以内の場合は半額とし、15日を超える場合は1カ月分とする。

(5) 月の中で料率の異なった給水を2種以上使用し、その区別ができない場合の料金は、その高い料率により算定する。

(6) 申込みによりメーターを試験した結果、100分の8を超える差異があったときは、その期間の使用水量に限って訂正することができる。

(平10条例14・平12条例31・平15条例4・一部改正)

(給水装置の変更による効力の発生)

第30条 給水装置の種類及び用途の変更の場合は、届出のあった翌月から変更の効力を生ずる。

(無届け使用に対する認定)

第31条 給水装置を無届けで使用した場合は、前使用者から引き続いて使用したものとす

る。

(料金の徴収を免れた場合)

第32条 料金の徴収を免れたものについては、町長の認定により随時追徴する。

(料金等の減免)

第33条 非常災害その他町長が特に必要と認めたものについては、料金、負担金その他の費用を減免し、又は納付期限を猶予することができる。

(平10条例14・一部改正)

(臨時用料金の予納)

第34条 臨時用給水の申込みをしようとする者は、官公署、公立学校を除き、基本料金の1

1カ月分に相当する概算料金を予納しなければならない。

2 前項の料金を指定期限内に納付しないときは、給水の申込みを取り消したものとみなす。

3 第1項の概算料金は、給水廃止又は停止処分の際に精算し、過不足があるときは、追徴又は還付する。

(平15条例4・一部改正)

(量水器使用料)

第34条の2 量水器の使用料は、次の表に定める。

パイプ口径	使用料(1個1ヵ月につき)
13ミリメートル	55円
20ミリメートル	121円

25ミリメートル	143円
40ミリメートル	330円
50ミリメートル	935円
75ミリメートル	1,320円
100ミリメートル	1,650円

(昭49条例41・追加, 昭52条例22・平19条例7・平31条例12・一部改正)

(債権の放棄)

第34条の3 町長は、民法(明治29年法律第89号)第173条第1号の規定により消滅時効が完成した料金に係る債権を放棄することができる。

(平19条例7・全改)

(手数料)

第35条 手数料は、次の各号の区別により使用者又は申込者からそのつど徴収する。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

(1) 給水装置設計審査・検査手数料は、申請書1件につき、次の表に掲げる額とし、工事申込者から徴収する。

口径	金額
25ミリメートル以下	3,000円
75ミリメートル未満	5,000円
75ミリメートル以上	10,000円

(2) その他手数料は、1件につき、次の表に掲げる額とし、申請者から徴収する。

区分	金額
指定給水装置工事事業者登録手数料	10,000円
指定給水装置工事事業者登録更新手数料	10,000円
閉栓手数料	1,000円
開栓手数料	1,000円
各種証明手数料	200円
複写手数料	50円

(昭49条例22・昭50条例30・昭51条例32・平10条例14・平19条例7・令元条例34・一部改正)

第5章 管理

(給水装置の管理義務)

第36条 使用者又は所有者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用者又は所有者は、水が汚染し、又は漏水することのないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- (2) メーター検針、検査又は修繕の障害になる場所に工作物を設け、又は物件を置かないこと。
- (3) 給水装置に異状があると認めるときは、直ちに町長に届け出ること。

2 前項第1号又は第2号の規定に違反した者に対して、町長は、汚染防止又は障害除去のために必要な措置を命ずることができる。

(平10条例14・平19条例7・一部改正)

(家族等の行為に対する責任)

第37条 使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(給水の分与、販売の禁止)

第38条 供給を受けた水は、他人に分与又は販売することはできない。

(配水管、給水装置の移動き損の禁止)

第39条 給水栓以外の給水装置、配水管その他附属用具等及び町が施した封かんは、みだりに接触したり移動又はき損してはならない。

(平19条例7・一部改正)

(給水装置の検査等)

第40条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置について検査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

2 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置について調査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

3 前2項の措置に要する費用は、措置の指示を受けた者の負担とする。

(平12条例31・一部改正)

(停水)

第41条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 料金、工事費を指定期限に納付しないとき。

- (2) 第36条第2項に規定する命令を拒んだとき。
 - (3) 第38条の規定に違反したとき。
 - (4) 正当な理由がなく第40条の規定による検査又は調査を拒んだとき。
- (平10条例14・平15条例4・平19条例7・一部改正)

(過料)

第42条 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第12条の規定による町長の承認を受けずに給水装置工事をした者
- (2) メーターの作用を妨害し、又は料金の徴収を免れようとした者
- (3) 第39条の規定に違反した者
- (4) 前条に規定する停水を拒み、又は妨害した者

2 詐欺その他不正な行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者については、町長の認定する金額を徴収するほか、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(平10条例14・平12条例31・平15条例4・一部改正)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第43条 町長は、使用者等の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、使用者等の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平10条例14・全改, 平15条例4・平19条例7・一部改正)

(給水装置の撤去処分)

第44条 次に該当するものについては、給水管を切断し、若しくは給水装置を撤去することができる。この場合において、既納に係る給水工事費は、これを還付しない。

- (1) 違反処分を受けてもなおこれを改めない。

(平15条例4・一部改正)

(貯水槽水道)

第45条 町長は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の設置者及び利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

3 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

4 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平15条例4・追加)

第6章 雑則

(実費の徴収)

第46条 法第18条の規定により検査した場合、特別の費用を要したとき、又はその原因が申込者の故意、過失によるときは、その検査に要した実費を徴収することができる。

(平15条例4・旧第45条繰下)

(開栓の費用)

第47条 停水及び給水管切断の処分を解除する場合は、第35条第1項第2号に規定する開栓手数料の金額を徴収することができる。

(平10条例14・一部改正, 平15条例4・旧第46条繰下, 平19条例7・一部改正)

(給水装置の権利義務の継承)

第48条 給水装置の所有者を移転するときは、工事費及び料金の完納しなければならない。

(平15条例4・旧第47条繰下)

(維持管理)

第49条 給水装置のうち配水管から止水栓まで及びメーター取付装置までは、維持管理のため町の所有とする。

(平10条例14・一部改正, 平15条例4・旧第48条繰下)

(原因者工事による費用負担)

第50条 道路の新設, 占用その他の理由によって給水管又は配水管及びその附属施設の移設, 修繕その他の工事を要するときは、町長がこれを施行し、これに要した費用は特別の理由のあるもののほか、当該工事の原因者の負担とし、配水管及びその附属施設の防護工

事に要した費用もその者の負担とする。

(平10条例14・一部改正, 平15条例4・旧第49条繰下)

(町長への委任)

第51条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(平15条例4・旧第50条繰下)

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第22号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第32号)

この条例は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第22号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第25号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第31号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第22号)

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第17号)

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(消費税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢掛町水道事業給水条例第34条の3の規定は、平成元年6月1日以後に徴収金額の確定する料金及び量水器使用料について適用し、平成元年5月31日までに徴収金額の確定する料金及び量水器使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第21号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の矢掛町水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の利用者で、施行日から平成9年4月30日までの間に支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の矢掛町水道事業給水条例第35条の規定は、施行日以後に申込みのあった給水装置工事について適用し、施行日の前日までに申込みのあった給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの(施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日以後であるもの(以下「特定料金」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る料金については、改正後の矢掛町水道事業給水条例の規定により算出された料金の額を100分の108で除し、これに100分の105を乗じて計算した金額とする。
- 3 前項に規定する次項で定める部分とは、同項に規定する特定料金のうち、施行日以後初めて確定する改正後の矢掛町水道事業給水条例の規定により算出された料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附 則 (平成31年3月25日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の額が確定するもの(施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日以後であるもの(以下「特定料金」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る料金については、改正後の矢掛町水道事業給水条例の規定により算出された料金の額を100分の110で除し、これに100分の108を乗じて計算した金額とする。
- 3 前項に規定する次項で定める部分とは、同項に規定する特定料金のうち、施行日以後初めて確定する改正後の矢掛町水道事業給水条例の規定により算出された料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附 則（令和元年9月18日条例第34号）
この条例は、令和元年10月1日から施行する。